

令和3年度静岡県サービス管理責任者等実践研修 実施要綱

(注)本研修に申し込んだ方は、本要綱の内容について同意いただいたものとみなします
(注)新型コロナウイルスの感染拡大状況を鑑み、オンデマンド及びオンラインで実施します

1 目的

本研修は、「静岡県障害福祉人材育成ビジョン」に示された「ソーシャルワーカーとして障害者ケアマネジメントを実行できる人材」の育成を図るために実施するものです。

具体的には、障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という）の養成を図ることを目的とします。

2 研修期間及び研修実施方法

研修期間は2日間とし、下表のように5グループに分かれて講義及び演習を行います。

1日目の講義内容の1つである「障害者福祉施策の最新の動向」については、受講決定後オンデマンド（YouTube 配信）により受講していただきます。なお、1、2日目の研修についてはオンライン（Zoom ミーティング）で実施します。オンデマンド及びオンライン研修の詳細については、受講決定者に受講決定時にお知らせします。

【注意】・オンラインによる研修受講には、安定したインターネット環境、パソコン及びWebカメラ・マイクが必要です。（スマートフォンによる受講は推奨していません。）

区 分		開催日		研修実施方法
講義・演習	Aグループ	1日目	11月16日(火)	オンライン (Zoom ミーティング)
		2日目	11月17日(水)	
	Bグループ	1日目	11月23日(火) (祝日)	
		2日目	11月24日(水)	
	Cグループ	1日目	12月1日(水)	
		2日目	12月2日(木)	
	Dグループ	1日目	12月7日(火)	
		2日目	12月8日(水)	
	Eグループ	1日目	12月21日(火)	
		2日目	12月22日(水)	

3 実施主体

静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課
(委託先) 社会福祉法人あしたか太陽の丘

4 研修計画及び研修内容

別紙1のとおりとします。

なお、受講者には、受講決定時に事前課題について御案内しますので、所定の様式により、期限までに提出してください。

5 研修受講対象者

障害者総合支援法又は児童福祉法に規定された事業に従事する、行政機関、社会福祉法人、医療法人、NPO 法人等の職員で、**以下の①及び②の条件をいずれも満たす方とします。**

- ①指定障害福祉サービス事業所等において、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として現在従事しているか、今後従事予定であること
- ②令和元年度サービス管理責任者等基礎研修を修了後、本研修 1 日目までに、指定障害福祉サービス事業所等において障害者等に対する相談支援又は直接支援の実務を 2 年以上経験していること

6 受講定員

390 人程度

7 受講申込み方法及び注意事項

(1) ふじのくに電子申請サービスによる申込み

申込み準備	<p>「ふじのくに電子申請サービス」の利用者登録を済ませている方 →これまでの静岡県相談支援従事者研修やサービス管理責任者等研修で登録済の方は、利用者ID（メールアドレス）やパスワードを御準備ください</p> <p>「ふじのくに電子申請サービス」の利用者登録を行っていない方 →利用者登録用メールアドレスを御準備ください（研修申込み受付メール及び受講決定通知等は、そのアドレス宛てに送信します）</p>
申込み手順	<ol style="list-style-type: none">①ふじのくに電子申請サービスのホームページへアクセス https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/②検索メニューの手続き名「サービス管理責任者等実践研修」で検索③（利用者登録を行っていない方のみ）利用者登録を行い、パスワードを発行④利用者ID（メールアドレス）・パスワードによりログイン⑤必要事項を入力し、入力内容をよく確認の上、申請⑥登録メールアドレスに申込み受付メールが到着すれば受付完了 <p>※半日程度経過しても申込み受付メールが届かない場合は、手続きが完了していないおそれがあるため、必ず、申込み期限までに県障害者政策課（電話番号054-221-3599）へ確認をしてください。</p> <p>★申込み期限後に手続きが完了していないことが判明した場合、申込みのやり直しを行うことはできません</p> <p>※申込み期限までは、申込み内容の修正、取下げが可能です。</p>
申込み期間	令和3年9月27日（月）17時まで ※期限後は一切 申請入力できません

(2) 実務経験証明書の提出

対象者	本研修申込み者 全員
提出物・様式	①別添 実務経験証明書様式【実践研修】 に 令和3年11月15日時点の情報を見込み で記載し、代表者印押印の上、提出してください。 ※令和元年度サービス管理責任者等基礎研修修了後（修了証交付日（令和元年10月末頃））から 本研修1日目までに、2年以上指定障害福祉サービス事業所等において障害者等に対する相談支援又は直接支援の実務経験が必要 です。 ② 相談支援従事者初任者研修修了証又は受講証明書の写し及びサービス管理責任者等基礎研修の修了証の写し
記載上の留意事項	・複数法人での経歴を証明する場合は、証明する法人ごとに様式を作成し、受講申込み法人がとりまとめて提出してください ・1法人で複数の異動がある等により欄が不足する場合は、2枚に渡って記載してください
提出方法	下記宛て 郵送 により提出をお願いします。 〒420-8601 静岡県葵区追手町9-6 静岡県庁西館2階 静岡県障害者政策課障害者政策班 松坂 宛て
提出期限	令和3年9月27日（月）17時必着 ※提出書類は返却しません ※ <u>提出期限を遅れた場合、受講決定しません</u>

【注意事項】

- ① 本要綱に同意できない方は、申込みできません。
- ② 申込みは、法人（又は市町）ごと行ってください（事業所単位の申込みは無効です）。
- ③ 県外の事業所に配置される予定の方については、本研修を受講できません。
- ④ 受講に際し、配慮（車椅子使用、介助者が付添う等）が必要な場合は、申込みフォームに入力してください。
- ⑤ 申込み期限までに申込み手続きを行わなかった場合（申込み手続きが正常に完了していない場合を含む）や、申込み内容に不備があった場合には、受講者として決定しません。
- ⑥ 実務経験証明書が期限までに提出のない場合、内容に不備のある場合及び「5 研修受講対象者」に記載のある実務経験年数を満たす見込みがないと認められる場合は、受講決定しません。
- ⑦ 受講決定者には、講義動画の視聴に関する誓約書を御提出いただきます。

(3) 個人情報の利用目的

- ① 受講決定者及び修了者の氏名や所属事業所等の情報は、申込み内容に基づく事業所等への配置状況の把握、配置状況の把握のため、政令市及び静岡県関係課に提供します。
- ② 申込み時に入力された個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲で、本研修の業務委託先に提供します。

8 受講者の決定・通知

静岡県障害者政策課長が、申込み内容を勘案し、選考の上決定します（先着順ではありません）。
選考結果は、受講（決定・非決定）通知書として、各法人の長宛てメール送付します。（申込み時に登録したアドレス宛て送付します。郵送による通知は行いません）

※ 事前課題については、受講決定と併せて連絡します。

※ 受講決定後の日程変更はできません。

※ 受講不可の決定となった場合、個別の問い合わせにはお答えいたしかねます。

9 修了証

研修の全課程を修了した方に、静岡県知事が発行する修了証を交付します。

なお、以下のいずれかに該当する場合は、修了証を交付しません。

- ① オンラインでの講義・演習に遅れた場合
- ② 欠席・早退・離席等により全て又は一部のカリキュラムを受講できなかった場合
- ③ 私語・居眠り・講義中の写真及び動画撮影、その他研修受講態度としてふさわしくない行為を確認した場合
- ④ 事前課題、提出書類について所定の期限までに提出がない場合
- ⑤ 課題の内容に、著しい不備が認められた場合
- ⑥ 講義動画の視聴に関する誓約書の提出がない又は誓約書の内容を遵守しなかった場合
- ⑦ 研修参加費を納付していない又は納付していることが確認できない場合
- ⑧ テキスト・資料代を指定の期日までに支払いを済ませていない場合

10 受講費用

1人当たりの受講費用として、研修参加費及びテキスト・資料代をお支払いいただきます。なお、研修参加費及びテキスト・資料代は、いかなる理由があっても返金しません。（研修カリキュラムを全部又は一部受講できなかった場合にあっても受講費用は返金しません（研修が中止となった場合を除く））

- ① 研修参加費：30,000円

受講申込み時に記載した法人所在地へ納入通知書を送付しますので、納入通知書に記載の納期限までに納付してください。なお、研修当日までに県において納付確認が取れない場合は、修了証を交付しません。

- ② テキスト・資料代：未定 ※3,500円以内

研修参加費の納入通知書とは別に、研修申込み時に記載した法人所在地へあしたか太陽の丘からコンビニ専用払込票を送付します。払込票記載の期限までに払い込んでください。一人につき一部購入していただきます。

11 問い合わせ先

確認したい内容により、以下の連絡先へお問い合わせください。

確認したい内容	連絡先
下記に関する事 ・申込み方法 （ふじのくに電子申請サービス） ・実務経験証明書 ・受講決定 ・全体日程の変更等	静岡県障害者政策課 電話番号 054-221-3599 メール shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp
研修の内容に関する事	社会福祉法人あしたか太陽の丘 研修センター 担当 瀧本、坂井 電話番号 055-923-7850(代表) (受付時間：平日 9:00～17:00)

令和3年度サービス管理責任者等実践研修 内容

日程 (会場)	時 間	研 修 内 容
オンデ マンド 配信	約 60 分	障害者福祉施策の最新の動向
1 日目 (オンライン)	9:30 ～ 9:40	オリエンテーション
	9:40 ～ 10:10	ガイダンス (研修の位置づけ、獲得目標の確認)
	10:10 ～ 12:10	【講義・演習 1】 モニタリングの方法
	13:10 ～ 17:40	【講義・演習 2】 個別支援会議の運営方法
2 日目 (オンライン)	9:30 ～ 9:40	オリエンテーション
	9:40 ～ 11:10	【講義・演習 3】 サービス提供職員への助言指導
	11:10 ～ 12:10	【講義・演習 4】 実地教育としての事例検討会の進め方
	13:10 ～ 14:10	【講義・演習 4】 実地教育としての事例検討会の進め方
	14:10 ～ 15:00	【講義 5-1】 サービス担当者会議におけるサビ児管の役割
	15:00 ～ 15:50	【講義 5-2】 協議会を活用した地域課題の解決に向けた取組
	15:50 ～ 17:40	【講義 5-3】 サービス担当者会議と協議会の活用のまとめ

令和3年度静岡県サービス管理責任者等実践研修の受講対象者について

- 平成31年4月1日より制度改正され、それまでのサービス管理責任者等研修が、サービス管理責任者等基礎研修（以下、基礎研修）とサービス管理責任者等実践研修（以下、実践研修）に分かれることになりました。サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、サビ児管）として従事するためには、基礎研修と実践研修の両方を修了する必要があります。
- 実践研修の受講要件は、基礎研修修了後から実践研修1日目までに、指定障害福祉サービス事業所等において2年以上の相談支援又は直接支援の業務に従事していることが必要となります。
- 令和元年度に基礎研修を修了された方で、サビ児管の配置に必要な実務要件を満たしている場合は、基礎研修修了後3年間は「みなし」のサビ児管として配置が可能となりますが、3年間のうち（2年間の実務経験が必要）に実践研修を修了する必要があります。（上記期間内に実践研修を修了しない場合、サビ児管として配置できなくなります。）